

第14号議案

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

芦屋市みどり豊かな美しいまちづくりに係る財源のあり方検討委員会を新たに設置するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市長等倫理審査会 ～芦屋市景観認定審査会	(略)				市長	芦屋市長等倫理審査会 ～芦屋市景観認定審査会	(略)			
	芦屋市みど	みどり豊かな	10人	(1) 学識経験者	諮問に						

改正後					改正前				
り豊かな美 しいまちづ くりに係る 財源のあり 方検討委員 会	美しいまちづ くりに係る財 源のあり方に 関する事項に ついての調 査・審議	以内	(2) 関係団体の代 表者 (3) 市民	係る審 議が終 了する までの 期間					
芦屋市市街 地再開発事 業事業協力 者・特定建 築者選定委 員会～芦屋 市消防賞じ ゅつ審査委 員会	(略)				芦屋市市街 地再開発事 業事業協力 者・特定建 築者選定委 員会～芦屋 市消防賞じ ゅつ審査委 員会	(略)			
教育 委員 会	(略)				教育 委員 会	(略)			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表芦屋市景観アドバイザーの項の次に次のように加える。

芦屋市みどり豊かな美しいまち づくりに係る財源のあり方検討 委員会	委員長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

参 照

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市みどり豊かな美しいまちづくりに係る財源のあり方検討委員会を新たに設置するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

次のとおり附属機関を新たに設置する。(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市みどり豊かな美しいまちづくりに係る財源のあり方検討委員会	みどり豊かな美しいまちづくりに係る財源のあり方に関する事項についての調査・審議	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の代表者 (3) 市民	諮問に係る審議が終了するまでの期間

3 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日
- (2) 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

本検討委員会の委員長及び委員の報酬額等を次のとおり定める。

区分	支給単位	報酬額	旅費の額
委員長	日額	13,500円	芦屋市職員等の旅費に関する条例別表第1級別2級の者の旅費相当額
委員	日額	11,200円	

芦屋市みどり豊かな美しいまちづくりに係る財源のあり方の検討

「住宅都市芦屋」の成り立ち

本市の前身である精道村が発足した明治22年（1889年）頃、現在の芦屋市域には江戸時代から続く農村風景が広がっており、大都市の大阪と神戸に近在していながら、澄んだ空気と温暖な気候に恵まれた、健康的な自然環境が残っていました。

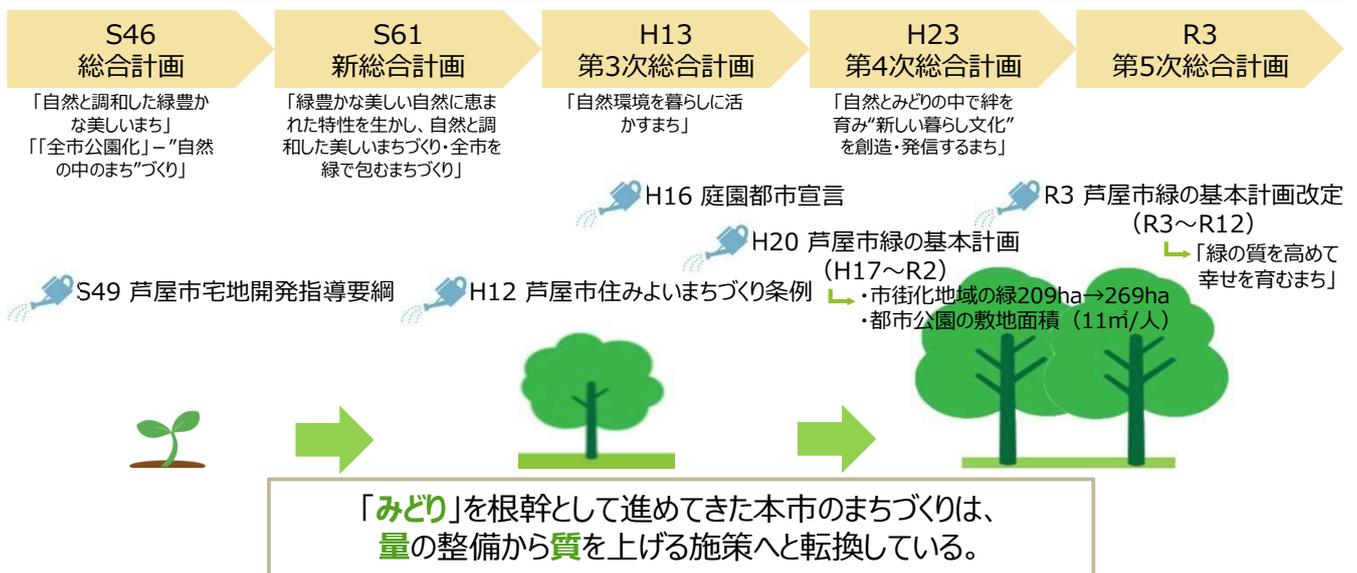
鉄道駅の開設に伴い、精道村が大阪や神戸の通勤圏となった結果、公害に悩まされていた大阪に住む実業家たちが、自然環境が豊かで健康的な生活が期待できる精道村に邸宅を建て始めたことで、明治時代末以降、精道村は農村から郊外住宅地へ劇的な移行を果たしました。

昭和15年（1940年）に、精道村から芦屋市となった後、昭和20年（1945年）には、4度の空襲を受け、住戸数の約4割の家屋が焼失しましたが、戦後は、昭和26年（1951年）に公布された芦屋国際文化住宅都市建設法に基づき、戦前の優れた文化住宅都市の理念を継承して復興を目指し、独自のまちづくりを進めました。

平成7年（1995年）に、阪神・淡路大震災によって甚大な被害を受け、本市の美しい住宅地景観も市内各所で消失しましたが、平成8年（1996年）芦屋市都市景観条例の制定、平成21年（2009年）には市内全域を景観法に基づく景観地区に指定、平成26年（2014年）には、景観行政団体となるなど、残された景観の保全に加え、より魅力ある景観を目指した取組を進めてきました。

こうして、幾度の災難に見舞われても、先人が築いてきた自然環境やまちなみ景観を守り、育ててきたのが『住宅都市芦屋』です。

芦屋市のまちづくりにおけるみどり施策の変遷



量から質への転換



- 整備された緑の「量」を維持しつつ、緑の「質」をどのように維持・向上させるか、地域の特性に応じて施策を進めていく必要がある。
- 新たな公園用地等の取得が困難な市街地を中心に、今ある緑の有効活用等、新しい緑の施策を検討する必要がある。

量から質への取り組み例

【街路樹】

幹線道路等で重点的に管理する路線を定め、路線ごとの適正な整備や管理を地域の皆さんとともに考え、とりに取り組みます。

【公園・緑地】

市民が活用しやすい公園・緑地となるよう、地域の皆さんとともに検討します。

これまでの施策と今後の展望

- ・みどり施策を根幹とした住宅都市へと発展してきた芦屋市は、今後も住宅都市として選ばれる価値のあるまちづくりを推し進める必要があります。
- ・人口減少という社会情勢の変化を受け、みどりに関する施策も、量の増加により維持管理費が増大してきた時代から適切な維持管理をしつつ、質を上げる施策への転換を踏まえた新たな制度設計が必要です。
- ・大きなまちづくりの転換点を踏まえ、みどり豊かな美しい住環境を、将来にわたって維持・保全・育成するために必要な施策についての財源のあり方についての検討が必要です。

先人たちが守り・育ててきた「みどり豊かな美しい住宅都市」を次世代へ継承していくために、どのように財源を確保していくのかといった議論し、必要な制度の構築を図るため本検討委員会を設置する。

芦屋市みどり豊かな美しいまちづくりに係る財源のあり方検討委員会規則（未定稿）

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市みどり豊かな美しいまちづくりに係る財源のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第2条 委員の任期は、任命の日から諮問に係る審議の終了の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第5条 委員は、その職務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、緑化の推進等に係る計画の実施を所管する課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。